

令和8年度県立学校歯科・耳鼻科検診器具滅菌等業務委託 一式

入札説明書

福島県教育庁健康教育課

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件令和7年度県立学校歯科・耳鼻科検診器具滅菌等業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県教育委員会教育長

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和8年度県立学校歯科・耳鼻科検診器具滅菌等業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 福島県立学校延べ105箇所

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの期間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 福島県内に本社又は営業所等を有していること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類の一式を、5の(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、当該申請を令和8年3月18日(水)午後5時15分までに行わなかった場合、

本件入札に参加する資格が与えられないので十分に注意すること（郵送を可とする。）

提出された書類を審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 全部事項証明書（登記簿）謄本

提出日3か月以内に発行されたもの。

ウ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明用）

所管税務署において、提出日3か月以内に発行されたもの。

エ 納税証明書（一般）

福島県税が課税されている場合、地方振興局において提出日3か月以内に発行されたもの。

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2）

カ 会社概要がわかる書類（会社案内、パンフレット等）

(2) ア～オの提出部数は各1部とする。なお、上記書類の作成等に要する費用は入札参加者の負担とし、一旦受理した書類は返却しない。

(3) 入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を令和8年3月18日（水）午後5時15分までに5の（1）に示す場所に提出すること。

ア 入札保証金納付免除申請書（様式4）

イ 履行実績証明書（入札保証金納付免除申請書用）（様式5）

(4) 提出された書類の内容に疑義等ある場合は、入札参加希望者に対して説明を求めるとともに、その他資料の提出を求めることがある。

5 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁健康教育課（福島県庁西庁舎5階）

電話(024)521-7762 FAX(024)521-7167

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

入札公告日から同年3月18日（水）（土曜日及び日曜日を除く。）

午後5時15分まで 福島県教育庁健康教育課（福島県庁西庁舎5階）

なお、本申請書類は郵送を可とする。（提出期間内必着とする。）

(3) 入札書及びその添付書類の提出日及び提出場所

令和8年3月24日（火）午前10時00分

福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎4階 教育総務課分室

なお、入札書は、持参とする。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年3月24日（火）午前10時00分から福島県庁西庁舎4階 教育総務課分室において開札する。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号（別記1）に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれか（別記2）に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を申請するものは、4の（3）で指定する書類を令和8年3月18日（水）午後5時15分までに5の（1）に示す場所まで提出するものとする。
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条（別記3）及び第253条（別記4）による。

7 入札方法等に関する事項

- (1) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は、指定の入札書（様式8）に必要とする事項を記載し、5の（3）の日時及び場所に持参すること。
 - イ 入札書は、封筒に入れて密封して提出すること。
- (2) 開札に関する事項
 - ア 参加者の確認

開札に先立ち、入札参加者は次の書類について確認を受けるものとする。

 - (ア) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）
 - (イ) 委任状（様式7） ※代理人が出席して入札する場合。
 - (ウ) 入札保証金を納付する者は、納付した領収書
 - イ 立会い

開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ウ 再度入札

開札の結果、予定価格に達した入札者がいない場合は、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。再度入札に付しても、なお落札者がいない場合は、2回に限り再度入札に付すことができるものとする。（再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」と記入すること。）
 - エ 入札参加者に生じた損害

以下の場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

 - (ア) 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公平に執行することができないと認められる場合は、入札の執行を延期し、又は入札の執行を取り止めることがある。

(イ) 入札前において、天災その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期し、又は入札の執行を取り止めることがある。

(3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほか、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

エ 上記イ、ウに際して、押印を省略する場合は、本件責任者及び事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先を記入すること。

8 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、発注者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

(1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式9）により令和8年3月16日（月）午後5時15分まで発注者に説明を求めることができる。

発注者は、当該質問に、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式9）にて、令和8年3月17日（火）までに、福島県教育庁健康教育課ホームページに回答を掲載する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、委任状（様式7）を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者本人又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 3の入札参加資格のない者のした入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の日時、場所に提出しない入札

(4) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(5) 委任状を持参しない代理人のした入札

(6) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(7) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び事務担当者」の氏名、所属部署名及び連絡先の記載のない入札書も含む）。

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(9) 金額を訂正した入札

(10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(11) 明らかに連合（談合）その他不正な行為によると認められる入札

(12) その他、県において特に指定した事項に違反した入札

11 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日（水）以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

12 落札者の決定方法

(1) 各項目の入札単価に予定数量を乗じて得た金額の総額が、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて

当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札参加者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号（別記1）に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記5）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条（別記6）及び第233条（別記7）による。

14 契約書等の作成

(1) 契約の締結

落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約を締結しなければならない。ただし、発注者がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(2) 落札の失効

落札者が、前項に定める期間内に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

(3) 契約の確定

契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約当事者双方が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(4) 契約条項

別添契約書及び財務規則による。

15 その他

(1) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合、入札辞退届（様式は任意）を提出すること。

(2) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、発注者から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件契約以外の目的に供してはならない。

福島県財務規則（抜粋）

別記1（担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等）

第169条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 福島県債証券 額面全額
- (2) 国債証券 額面全額の10分の8
- (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） 額面全額の10分の8
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券 時価の10分の8
- (5) 知事が確実であると認める社債券 時価の10分の8

2 (略)

3 (略)

別記2（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)～(4) (略)

2 (略)

別記3（入札保証金の納付等）

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除した場合には、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

別記4（入札保証金の還付）

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

別記5（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) (略)
- (4) 過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) ～ (18) (略)

2 (略)

別記6（契約保証金の納付等）

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の金額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

別記7（契約保証金の還付）

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。